

◎開会の宣告

(午前10時04分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

当局より、会計管理者の欠席届がございました。

7番、新國秀一議員、9番、石橋明日香議員より、欠席の届出がありました。

ただ今から平成26年只見町議会2月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、4番、中野大徳君、5番、目黒仁也君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、町長から行政諸報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） おはようございます。

行政諸報告を申し上げます。

まず一つであります。住宅火災について。平成26年1月24日、午後2時、櫛戸地内で火災が発生いたしました。被害状況は木造2階建住家、木造車庫、非木造物置全焼。人的被害としまして、被害住宅居住者1名、亡くなりました。発生源、出動消防

団員、出動機械器具等につきましては記載のとおりであります。

次に、災害時における相互応援に関する協定の締結について。平成26年1月30日、南会津郡4町村と西白河郡4町村、西郷村・泉崎村・中島村・矢吹町で、災害時における相互応援に関する協定を締結いたしました。また、同日、本町と新潟県三条市で同様の協定を締結いたしました。

次に、第42回只見ふるさとの雪まつり開催結果について。2月8日・9日の2日間に亘り開催した結果、期間中の入場者は2万3,000人となりました。

次に、只見スキー場リフト営業の一時休止について。雪崩の影響により、2月15日からリフト営業を一時休止しておりましたが、2月24日に専門家による現場確認を行った結果、危険性はないとの判断をいただき、2月25日より営業を再開いたしております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これで、行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎請願・陳情付託

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、請願・陳情付託に入ります。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、請願・陳情文書表のとおり付託することに決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第1号 只見町の課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） それでは、議案第1号 只見町の課設置条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

只見町の課設置条例、昭和30年只見町条例第3号の一部を次のように改正するものがございます。第1条を次のように改める。課の設置でございます。総務課から環境整備課まで、7課、現在の5課を7課に増やす課の設置条例の一部改正でございます。これにつきましては、議員の皆様は今ほどお配りしました第3次只見町行政改革大綱、この内容につきましては、それぞれの常任委員会において既に説明をさせていただいておりますので、大きな変更点はございません。この行政改革大綱に則りまして、行政改革の基本方針ということで、豪雨災害からの復興を加速させるための使命、課題に挑戦する姿勢、只見ユネスコエコパークを根幹とする思考ということで、加速・挑戦・根幹という基本方針を定めてございます。こういった中で具体的な方策といたしましては、組織機構の最適化ということも3ページの中で載っております。重点事業といたしまして3点ございまして、1点が、当然、少子高齢化対策を含みます過疎対策。それから2点目が産業振興。それから地域づくりという3点を重点事業として考えております。このようなことから、その重点事業を積極的に進めていくための組織機構を改革したいという内容でございます。その他、書かれてございますが、この内容については、すでにご承知のこととありますので割愛をさせていただきますが、この重点事業3点を積極的に進めていくための組織機構の改革であるという趣旨をまずご理解をいただきたいと思っております。

そういったことで資料の1、議案1号関係ということで、横書きの資料をご覧くださいと思います。只見町の課設置条例の一部を改正する条例についてということで、右側が改正前、左側が改正後という対照表になってます。現在は総務企画課から町民生活課、保健福祉課、産業振興課、環境整備課、5課になってますが、これが左側の改正後にありますように、総務企画課を総務課と総合政策課にすると。で、町民生活課はそ

のまま。保健福祉課もそのまま。そして、産業振興課について農林振興課と観光商工課にすると。環境整備課はそのままにするという内容でございます。そして、この資料の3ページご覧下さい。附則の改正になりますけども、改正前、議会の常任委員会の関係が出てきます。所管事項の関係でございます。現在、総務常任委員会のほうには右側にあります総務企画課の下に線が引いてありますが、で、経済文教委員会のほうには産業振興課というふうの下線引いてあります。これが左側のように総務厚生常任委員会には総務課と総合政策課と。下側の経済文教常任委員会には総合政策課と農林振興課と観光商工課という改正内容でございます。で、4ページにつきましては、これは町の特別職報酬審議会条例の一部を改正する条例の関係ですが、これにつきましては、審議会の庶務は総務企画課で行っていたものを、左側にあるように総務課にすると。そして、5ページの振興計画審議会条例の一部改正関係でございますが、これにつきましては、右側の審議会の庶務は総務企画課であったものを総合政策課で処理するという内容でございます。で、6ページの観光開発審議会条例の一部を改正する条例については、審議会の庶務は産業振興課とあるものを、左側の改正後にありますように観光商工課で処理するというふうになります。7ページ、情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例関係では、庶務は総務企画課とあるものを、改正後は庶務は総務課というふうに改めたいというものでございます。8ページ、地域計画審議会条例の一部を改正する条例につきましては、庶務は総務企画課であったものを総合政策課にすると。これらは附則の改正で、当然、連動してくるものでございます。そういった内容も含めて説明をさせていただきます。

そのような行政改革大綱の流れ、今の附則関係を含めて、この、今の時代に合った行政を加速させていくために、課題の解決に取り組んでいくために、課の設置条例の一部改正をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑に入ります。

6番、鈴木征君。

○6番（鈴木 征君）　今あの、企画総務課長から説明受けましたが、私はこの、基本的には、別に反対するものでもありませんけれども、今まで、まあ役場には五つの課があったけれども、こういうところで喋っていいのかわからんけれども、議会と、やっぱり当局と町民の認識というか、そういったことが必要でなかろうかなというふうに申し上げたいんだけど、役場には五つの課の中では総務課がトップでずっときている

わけですけれども、それから議会は総務委員長、下郷・田島あたりは、議会、県もそうなんです。総務部長よりは議会の事務局長がトップなんです。下郷も田島もそうなんです。だから下郷あたりは、今までは役場職員から三役を起用する場合は総務課長がほとんどなられてきております。そこで、町長の考えをお聞きしたいんですけども、これは、この課を設置することによって、大事なのは、職員も、議会も、町民も、等しく、同じ、やっぱり考えを、統一しろということではないんですけども、あって然るべきでなかろうかなということですが、総務課を二つに、企画総務課を、総務課、そして総合政策課というふうになっておりますけれども、この、単純な考えなんだけど、副町長おかねえから、この総合政策課を入れて、副町長おかねえのかな、なんていう、自分も思ったことはありました。しかし、今いろいろ説明を聞きましたけれども、この総務課、観光開発課とか、この産業振興課が二つになったことについては、私は意見発しませんけれども、総務課を政策、総合政策課と総務課とあるが、町長、私ども知りたいんですけども、総務課長トップとしてこれから行政の舵取りをされるのか。あるいは総合政策課を中心にしながら、そして予算付けは総務課ですと。私ども、役場、お世話になりましたけれども、係長であっても、一番トップは財政、農政、税政の3税政は趣を置いたんですよ。そして、財政係長になったかと。今度はどこかの課長だわというような時代もありました。だから私は今も財政、農政、税政というのは重く受け止めておりますし、そういう認識を持っております。何回も繰り返しますが、総務課長と総合政策課長、どちらをトップにされ、トップというよりは町長の考えなんだけど、それはまあ人事で大体わかると思うんですけども、まあ人事も、もう始まっていい頃かなというふうに思うのだが、私はそこに大変、興味よりも、議会人として、町民の一人として、総務課に二つの課が分かれたが、やっぱり総務がトップか、政策がトップかと。私は政策がトップかわかりませんが、町長、考えをお聞きしたいです。総務企画課を二つにする、その総務と総合政策課の関係だけをお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 先ほどあの、課長のほうから、若干あの、第3次只見町行政改革大綱の趣旨、大事な3点を、一つが、今、一番この只見町に、豪雨災害以降、そしてまたこれからのまちづくりについては、加速・挑戦・根幹というこの大きな考え方の中で推進していかなくちゃいけないという形で私は捉えておりますから、今の只見町にとって、今、議員がご質問あった中で、私の考えは総合政策課を一番の大事な要としてやってい

きたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、鈴木征君。

○6番（鈴木 征君） いや、よくわかりました。総務課長の説明を聞きましたけれども、町長の、なる時のいろいろの政策があったはずですが、それを実現させるためにも、今はこの災害対応、そしてJRの問題、エコパークの話は総務課長されましたけれども、私は、総合政策課が、やっぱり、町の一番の中核となって、中心になって、心棒になって、やってほしいなと思う気持ちで申し上げたんです。それでやっぱり、総務課よりも、議会事務局あるいは役場の議会では総務委員長トップにしておりますけれども、やっぱり、先輩の三瓶良一君がよく言い言いましたけれども、これは議会、町長、議長のあれによって、議運の委員長が仕切るんだから、これは議会としてはトップだよと。だが、私どもずっと、私はそういう認識してきましたけれども、まあ議会の関係は別として、今、総務課長の質問に対して町長は、私も質問したけれども、説明と質問と、それから町長の答弁を聞いてわかりましたが、そのような方向で私はいいのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） 常任委員会の中では概略説明いただいておりますが、1点、お聞きをしたいことがございます。今回の、いわゆるこの組織改革は、定数は何名でお考えになっているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 現在の定数条例による定数は136名でございますので、136名の定数で考えております。現有数は現在106名でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） 現有が106名ということですね。であの、組織を考える時に、先ほど課長の説明の中で、三つの重点事業を進めるための今回の改革だということをご認識いただきたいという説明がありました。で、私思うのは、いわゆるその、重点事業を進めることと、いわゆるこれから非常に厳しい予想がされている、いわゆる財源ですね。いわゆる財源と、いわゆる業務を見通した、いわゆる定数管理の、いわゆる目標、計画、これがあって、その後、組織をどうするのかというのが手順ではなかろうかというふうに思っております。で、先ほどの説明にはその、いわゆる計画の話は出てまいり

ませんでした。財源見通しも出てまいりませんでした。いわゆるこれは、いわゆるこれからの予算に係わることでありますから、いわゆる議会としてはこの辺をやっぱり確認しておかないと、皆さん納得いかないのかなというふうに思っております。ですから、この組織7課は良いと思いますけども、ここに至るまでのいわゆる財源の見通し、または業務、それで組織だと。いわゆるこの手順でもう一度説明をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 5番議員のご質問、誠に大事な点であるというふうに認識しております。行革審議会の中でもそのようなご意見はいただいております。今般はJR只見線の全線再開通の問題であるとか、林道災害復旧事業を中心とした災害復旧事業につきましては県からも職員を応援いただいておりますし、あとは任期付職員も採用をさせていただいております。そういったことで、当初よりも少し長い期間になっておりますが、災害復旧に携わる人員を結果として多く配置するという事態になっております。これを加速させて、なるべく早く災害復旧事業を振興させたいということがまず1点ございます。そういった中で、現在、前回の行政改革大綱では90名という数値が示されておりました。ただ、当時の90名は医師とか、作業療法士とか、そういった職種については加味されておりましたので、実質、それをカウントすればさらに90名よりも多くなる数値でございました。うちのほうとしては、現在、106名であります、110名を事務的には現在検討しておりますが、林道災害復旧事業、そういった事業の進捗と睨み併せて、最終的には職員の数を定めていくというふうに考えております。定数条例につきましては、現下のところ、過去に163名であったものを136名に減らしております。その後、ずっと、定数はあるけども、現員は空きがあるという状況でありますので、財源措置を含めて、それを120名にするのか、そこら辺のことは、今後、議会の担当委員会等と協議して、併せて事業の進捗と睨み併せて、具体的提案を、事務的には現在持ってはおりますけど、まだお示しできる段階ではありませんので、早晩、それは示させていただきたいというふうに考えております。財源確保と併せて、そのことによって大幅な支出を伴わないようにするということがおっしゃるとおりだというふうに認識しております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） まあ、例えば前回、実施計画示されておりますが、平成26・7、来年・再来年の事業計画示されておりますが、結局その、いわゆる一般財源の中で人件

費が一番多いわけであります。その辺がはっきりしないままで、いわゆる計画というのは、これ、はたして信憑性があるのかというところまでやっぱり考えざるを得ないところあります。ですから、前回の委員会の中でも申し上げておりますけども、いわゆる定数計画のない大綱ってあるんですかということなんですよ。ですから、それはもう早急に出していただかないと、まあ、本来、行革というのは当局が主体的に進めていただければいいものなんでしょうけども、これ、予算に関係してまいりますから申し上げます。ですから、予算と計画ですね。に関係してまいりますから申し上げますが、これは早急に、ペーパーでなくてもですね、例えば5年後・10年後、財源見通しはこうなるんだと、定数はこうなっていくんだと、業務はこういったところに事業が出てくるんだということを想定しながらですね、粗粗のことはやっぱり、是非教えていただきたいというふうに思います。まああの、質問3回目でございますから、これで終わりますけども、また改めてこの件は意見交換をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） じゃあ、すみません。もう少し平たく申し上げます。というのは、現在、職員の給与は、おっしゃるように人事院勧告、並びに県の人事委員会勧告に基づいて公務員給与、役場職員の給与もそれに準じるという形で決まっています。ですが、そのあり方が今、いろんな形で、国のほうもいろんな動きが現在ございます。ですから、これあの、職員組合と話しているわけでもありませんし、内部で意思統一されたものではありませんが、様々な業務をやっていくときに、総人件費について増やすというのは、それはよろしくないというふうに思っていますので、総人件費の枠ははめていかなくちゃいけないだろうということはおっしゃるとおりです。あとは人員を、給与体系をどうしていくのかというのは今後、必ず課題になってきます。ですから、端的に申し上げれば、人、総人件費が変わらなかつたら、人をある程度必要であれば、一人当たりの人件費を下げざるを得ませんし、ただ、一人当たりの人件費をそういった制度に則ってずっといくんだつたら、人を少なくしなくちゃいけないというその、簡単に言えばその二つの方法があるかと思います。あと併せていろんなイベント関係の様々な事業も含めて、NPOであったり、他団体をお願いして、いわゆる委託、そういったもので事業を出していくという分野も出てきますし、そういったことが様々、ここ数年間の中で考えられます。ただそれは非常に、大事な職員の身分保障とか、給与体系に関するこ



とでありますので、軽々しく申し上げるべきではないということで、その辺のことは十分承知しておるつもりであります。今後そういう事態も想定される時代に入ってきたということをやっと平たく申し上げさせていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 5 番さんの話で大体わかりましたが、まずあの、お配りになった資料、議案第 1 号関係というこの横長の資料に、組織機構というのは、勿論あの、馬鹿な話を申し上げて申し訳ありませんが、臨時的な作業のふくらみを組織の中に取り込むということではなくて、安定的な組織を運営していくということでできているものだと承知しておりますが、この改正後の 1 から 7 まである各課、この課に定数上の定数を何人入れるかお示しいただきたいということと、もう一つ、これは先ほど町長か、総務課長でしたか、人は、その、数多く使って給与、早く言えば数多く使って給与を低く使うんだと、あるいは少なくして給与を維持するんだと。またはあの、外部に委託をするなり、何なりで、総業務量に見合った分をバランスをとっていくんだという話がありましたが、先ほどの総務課長の話で、選択肢をいろいろ聞きました。現状、この組織は、人件費を安くしても多数の定数があるのか。あるいは、そうではなくて、定数管理上、今後、前回の定数管理想定 90 人に近づけていこうとするのか。どちらを選択されるのか。された結果なのかをお聞かせ願いたいです。

二つ目。わかりにくかったと思いますが、平たく言えば、いっぺえの人を使って安くすましていくのか。あるいは、まあ、現行では、現行ではですよ、何を言われてみてもラスパイレス指数ですとか、人事院勧告なり、いわゆる公平委員会の勧告があるわけです。その勧告どおりにいくのか。どちらを選択されて、こういう人事配置になったのか。これは自ずと、私の 1 番の質問と 2 番の質問、関連してきますから教えていただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 申し上げますが、現在の職員は 106 名ということをやさき申し上げました。それにつきましては、医師とか、全部、事務職じゃなくて全部含めた話です。106 名。で、3 月末の退職予定者が 3 名ですから、そうすると 103 名になるということでもあります。で、ただそこに、今あの、採用予定 9 名考えておりますので、そうすると数の上では 112 名になる。これは、繰り返し申し上げますが、看護

職も、保育職も、土木職も、医療職も全部含めての話ですから、そこら辺は従来の内容とは違うことはまずご理解をいただきたいと思います。

そして、後段のほうですか、人をいっぱい採用して、端的に言えば賃金体系を少し低く見直すのか。もしくは今の制度に則ってやってくるのか。ラスパイレス指数の話もありました。今は、制度上は、そういった制度、現在ありますので、まずその制度を尊重しなくてはならないという状況にあるということはひとつあります。制度ありますから。ただ、将来に亘って、それが続いていくかどうかは、今、国のほうでも様々検討されていますので、その辺の確たるものは、正直、お答えしようがありませんが、そういったことにも対応できるように、端的に言えば、地域の賃金の実態等々ございます。そういった業務、きちんと目的を達成しなくちゃいけません。そういった中ではある程度、人員は、行革の視点から言えば、職員は勿論、増やすべきではないということは十分わかっていますが、ただ、目的とする効果が得られないようなことであっては本末転倒でありますので、その効果を得るべき最低限の職員体制を確保した上で、財源の確保と、その板ばさみとといいますか、その両方を睨んでいかなければいけないということは、5番議員並びに1番議員おっしゃるとおりだというふうに十分承知していますので、その中で、今後、職員組合、またいろんな内部のこともありますが、そういった賃金についても近い将来踏み込んでいくという事態も想定されます。ということをお願いしているわけでございます。

○1番（酒井右一君） 各課ごとの定数の配分についてはまだお答えになっていません。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） それについては、人事配置に関することがございますので、そのことについては、3月末になるようになっております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 重ねて同じようなことになるわけですが、まあ私もあの、かつては課の設置条例に関わったこともあります。当然その、各課の定数配分については、業務量と関係がありますから、その業務に見合った分を定数として配置をします。そしてさらに、定数計画を作っていくというものでありまして、尚且つ、二つ目の質問でありますその、将来の給与体系がどうなるかということについては、現行の課の設置条例を決めるという結果をつくるわけですから、将来そういった事態になれば、その将来の

実態に合わせて課の設置条例を見直せばいいだけの話で、現行において、将来に、こうくるであろうというようなことで、ある意味、職員に不安を持たせるような課の設置条例のあり方がいかなものかと思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。整理しますと、課の設置条例をつくる際には、業務の量を図り、そこに定数を貼り付けていくわけですから、今の現時点の定数条例を提出する時点で、1から7番目に、定数が配分されないということは、まったく面妖な話であります。

それから、二つ目は、将来に合わせて課の設置条例を合わせる、ではなくて、現状の課をどうあるべきかを議論して設置されるものであって、将来変われば変わったように、また変えるというのが筋ではないかという話であります。

以上であります、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） まずあの、職員定数の関係につきましては、全体で136名と決まっています、その中で町部局の職員数決まっていますし、教育委員会、議会事務局というように、その部局によって定数条例は定まっていますが、ただ、課ごとの定数条例というふうにはなってません。考え方といたしましては、総務企画課につきましては二つに分かれるわけですし、わかりやすく言えば総務班が総務課、企画班が総合政策課。で、産業振興課については、今の農林班が農林振興課、交流推進班が観光商工課というようなことを基本にしておりますので、条例上はそこまで定まっておりますが、あえて具体的にということであれば、その辺の人数が基本になってくるということになります。

で、あとは、後段のところは1番議員おっしゃるとおりでございます。先ほど5番議員からも将来の財源負担を考えたご質問があったものですから、あえて平たく申し上げましたけども、1番議員おっしゃるように、今回はこの課の設置条例のことについて説明をさせていただいているわけでありまして、その点は将来のまだ定まっていないものをここで説明するのは、おっしゃるように、決して今の時期に、タイミングに合っているものではないということは、そのように認識をさせていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ議会で議決すべき事項としての課の設置条例であります。申し上げますように、1から7までの人員配置、言い方を変えれば、じゃあこの1から7番までの業務があるわけですから、その業務は何人によって処理されますか。こういう

ふう言い方を変えます。総務課、1番の総務課であれば、業務が個別にあるわけですから、その業務を処理するにあたって何人の定数が必要なのか。そういう聞き方に変えます。それを1から7までの間に入れていただきたいと。

それから、二つ目の質問については、そう思うのであれば、将来の話をここで、悪戯に話をして、決まりもしない話を、職員の給与下げるとか、待遇が悪くなるとか、これは職員に悪戯な不安を仰ぐと共に、士気の低下を招きますから、これは一般職である総務企画課長としての発言であると到底思えませんので、これはひとつ、取り消していただきたいなど、そう思うわけでありませぬ。

それで、もう一つは、何故この数字が大切かといいますと、先ほど5番議員が申し上げられたとおり、実施計画書の本体2ページ目に、町税は固定資産税の大部分を占める大規模償却資産の経年減価により、年々減収することが見込まれています。これ、調べてみますと、やはり3,000万円前後の金額が減額されるようです。てきますと。さらに、これは大きな問題として、小泉改革の時も大変な思いをしましたが、平成25年6月14日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針は以前にもました国・地方双方における財政健全化を求めている。地方交付税の減額が見込まれますと書いてあるわけでありませぬ。まあ私が言うまでもありませんが、固定資産税も、地方交付税も、つまり一般財源でありませぬ、町を維持するための貴重な財源がこれ、なくなる、下がっていくということになるわけでありませぬから、当然、ここの、戻りますが、資料1の1から7番までの業務量。これを業務改革、機構改革、行政改革をしなければならぬというのが5番議員さんの本分であると思ひます。それをもう一度聞きなされた問いかけでありますけれども、業務上、業務というのは当然あるわけでありませぬから、業務上、何人必要なのかということ、振興計画と矛盾のないようにお伺いしているだけあります。これ3回目です。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） まず定数の件につきましては、今回、第三次の行政改革大綱ですが、第二次の行政改革大綱では90名という数字が示されております。今般、それを改めると言うことを言っているけれども、数が出てないじゃないかということだと思ひます。当時として違うのは医療関係とか、作業療法士とか、そういったのが入っていませんでしたので、私としてはその前回の第二次の90名というのは、それは行政職については踏まえていかなければならぬというふうにお思ひしておりますので、当時と違う

のは医療職でありますので、医療職除けば前回の第二次行革大綱、関係者の方が懸命に策定された計画でありますから、医療職を除けば、それは踏まえてやっていくべきだろうというふうに思っておりますので、行政職については90名というふうに考えております。そこがまず1点ございます。そういった中で、あとは賃金体系につきましては、1番議員おっしゃるように私の立場で申し上げることではありませんし、決してあの、不安を煽るという意味で申し上げたわけではありませんが、私の質問聞いていて、そういったつもりでなくても、そういう不安を与えているんだなということを反省しながら聞いておりましたが、重点事業を中心に町の現在の置かれた状況、課題、多々ありますけど、それを克服していくためには、こういった全ての業務大事であります、特に重点事業の三本を特に大事だということで、ここに新たにしているわけですから、それをやっていくということでもあります。そのためにその効果がきちんと達成できることが何よりも大事なことでありますから、そのための人員配置をしていくということになります。ですから、この辺の重点事業の1・2・3について、その体制の充実を図っていくと。あとは全体のものについては、先ほど申し上げた総務企画課と産業振興課の形につきましては、現在の班が基本的にイメージしていただければいいのかなというふうに申し上げたつもりでございますので、議員おっしゃること、十分承知しておるつもりであります、先ほど5番議員にも申し上げましたが、全て、現在の段階で具に数字で積上げて出せる段階のものばかりでもございませんので、その辺は事業の、災害復旧事業の進捗と併せて速やかに出していきたいというふうに考えております。

〔議長、業務上何人要るかという数字については具体的にお答えになりませんが〕と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

こちらどうですか。答えることができないということですか。このことについて。お願いします。

総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） これにつきましては、現在、職員が、定数が136名で、あとはその、今の現在の人数を資料として、今の事務分担表ですか、そういったことで人数を輩出するという事になってしまいますので、そういったことでよろしいのかどうかということもあります。ですから、基本としてはそれを考えておまして、あとは町長の人事権の中で年度末に人事の内示ができると思います。そういった中で重点事業

を中心に基本的にはその人数だけど、ここに人をもう一人二人増やそうとか、ここはどうしようというのは、それは人事権の分が出てくると思いますので、その辺のところは是非ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ほかにございませんか。

町長。

○町長（目黒吉久君） 今、酒井議員の質問に対しては、今の段階では総務課長の答弁のとおりであろうかと思えます。で、勿論あの、5番議員の趣旨もよくわかっておりますし、ただ今回の行革等の中で、一番やはり、意を尽くしたのは、従来に行革大綱の行政改革は、行財政改革は当然あの、法律的に、且つ定数削減、定数の捉え方、計画的にやっぱり定数もきちんと抑えながら効率的な行政をやっていくことの主眼の行革であったわけですが、今般、この状況の中で、災害復旧3年経ちましたけれども、併せてそれを同時に進んでいる過疎、それから産業の衰退だとか、いろんな形数えて、この3年間に限って、極めてそういった重点的な課題を捉えていく。いわゆるあの、ただ行政の、役場の行政体としての効率化のみならず、それ以上に、今、町の抱えている課題を、先ほど三本の、過疎少子化であったり、産業振興であったり、三本の柱を申し上げましたけれども、それに応えられる考え方で、ひとつ今回の行革の意味合いを込めて提示させていただいたし、そういった中であの、組織改革も今言ったような、5課が7課になる。そして、今そこにどのような人材配置をしていくかは、これから、今の課題を抱えた上で、いろんな形で、業務分掌、平常の行政業務もありますけれども、そういった今要求される、要請されているものを応えていけるだけの、応えていけるような形で、人事の中で考えさせていただきたいということでもあります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第1号 只見町の課設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

可決されました。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第2号 只見町地区センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 議案第2号 只見町地区センター条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

只見町地区センター条例、平成10年只見条例第25号の一部を次のように改正する。題名を次のように改めるということで、地区センターを只見町振興センター条例ということで、地区を振興に改めるものでございます。附則の改正の中では、連絡員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が附則改正で出てまいります。

配付させていただきました資料、横長の資料、議案第2号関係をご覧くださいと思います。右側が改正前、左側が改正後でございます。名称の変更のみであります。この第1条につきましては。地区センターを振興センターに改めるということでありますので、その位置とか、所管区域についての変更はございません。そして、一枚めくっていただいたのは附則改正で、連絡員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、これも区分の中で、地区センター管内は、となっているのを、振興センター管

内は、というふうに、これも字句の改正でございます。これが資料の、横長の資料の改正でございます。

あとは、もう一枚、只見町行政組織規則（案）ということで、右側にちょっと、これもこのまま載っておりましたが、関係者のみとなっている資料ですが、A4のやつですが、この振興センターの事務分掌ということでありまして、名称は地区センターを振興センターに改めるということ一つ。あと内容といたしまして、はっきりとここに書かせていただいておりますが、住民と行政が協働してより住みよい町をつくることを目標に、地域の学びの場及び地域づくりの拠点として次の業務を行うということで、この目的を明確にさせていただきました。そうした中で線が引いてありますが、1番の振興センターに属すること。地域づくりに関すること。あとはここに新たに生涯学習の推進に関することということを加えさせていただいております。あとは当初予算でお願いすることになりますが、地域づくり事業交付金に関することということをごここに盛り込むという現在の考え方になっておるといふ資料の説明でございます。あとはあの、直接この表題とは関係ございませんが、関連がありますので、明和地区センターを明和振興センターに改めた上で、加えて明和の場合は出納業務を新年度からできるような体制にもっていきたいということも、直接ではありませんが、そういった関連も考えております。そういったことで現在の地区センター、懸命にやってきました。それを発展的に振興センターにして、さらにその住みよい町づくりと学びの場の拠点づくりということに力を注いでいきたいということをご目的としております条例改正でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 聞き違いでなければ、私、経済委員会なものですから、地区センターを振興センターに改めて、地区センターの業務に教育委員会の業務を、公民館業務を入れるということで間違いないでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 正確に申し上げれば公民館業務ということではありませんが、内容的には生涯学習の推進に関することですから、生涯学習を教育委員会となって一緒になってやっていく事業もございますし、独自の事業もあるかもしれませんが、生涯学習を推進するということであります。厳密な意味でお聞きであれば、公民館業務



ではございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） わかりました。そうしますとあの、振興センターに教育長の決裁する部分の事務というのではないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） はい。決裁という形では出てきませんが、当然、生涯学習を推進していく中では教育委員会並びに教育委員会の中には、現在、生涯学習班並びに社会教育指導員の方がいらっしゃいます。そことの連携はきちんと図ってやっていくということはとても大事なことでありますので、そういった意味では連携はさらに密になるというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第2号 只見町地区センター条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第3号 平成25年度只見町一般会計補正予算（第

8号)を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長(渡部勇夫君) 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長(齋藤邦夫君) はい、許可します。

[資料配付]

○議長(齋藤邦夫君) 総務企画課長。

○総務企画課長(渡部勇夫君) それでは、議案第3号 平成25年度只見町一般会計補正予算(第8号)をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,781万9,000円とするものでございます。

それではあの、ページめくっていただきまして3ページでございます。総括表でございますが、歳入では国庫支出金と県支出金、合わせて45万円を見込んでおります。

そして、歳出につきましては、4ページ、引続き歳入の内訳になります。これは歳出で保健福祉課長のほうから説明ございますが、国庫負担金、その下、県負担金というのを歳入で見込んでおります。

5ページ、歳出でございます。総務費の中の企画費でございますが、備品購入費、機械器具費、軽水力発電機344万6,000円をお願いしてございます。

この資料が今ほどお配りさせていただきました。これが軽水力発電機のカタログになっております。白黒で見難くなっておりますが、これ、A3判で、これにつきましては、水利権の問題がない。前にあの、只見用水の水利権の問題も常任委員会等で説明させていただいておりますが、これは水利権の問題がまず発生しないということで、あと重さが約60キロでありますので、大人二人で持ち上げたり、据え付けたりできるという重さのものでございます。そのイメージがこの一枚めくっていただいて、人の力で設置できる軽水力、重機も工事もしりませんというのが2枚目にありますけど、こういったイメージで、大人二人で、このような持ち運びができるということでもあります。そして、小川や水路に沈めるだけで発電機能を発揮するということでもあります。勿論、これにつきましては防災、非常時に防災機能として発電できるというメリットが当然ございます。合わせて蓄電装置を含めれば蓄電もできるということでもありますので、非常に防

災時、非常時には優良であるというふうに考えております。

それからもう一枚、カラーの資料をご覧いただきたいと思います。将来を担う子供がエネルギーの考え方を学ぶ教材というカラーの資料がございます。これにつきましては福島県只見町でのエコスクールの様子ということで、只見町でやっていただいた時の様子がカラー写真で、ここに資料として添付させていただいております。このような形でも既に只見でエコスクールというのをやっていただいて、非常に子供達も関心を示しております。で、体育館でエネルギーや水の循環と発電について学びましたということで、学習、こういったことをやっておりますし、実際に川にこれを沈めて電気が流れているんだということを学んだとか、こういった形で、後ろのほうにいろいろ、まず写真付いてますけども、こういったイベントであるとか、例えば水の郷まつりであるとか、様々なイベント、観光宣伝、誘客、交流、そういったことにも使っていけるとということで、防災面だけではなくて観光交流面につきましても非常に効果がある発電機であるというふうに考えております。これにつきましては、是非今般お願いしたのは、この会社は大型発電機を作っておる会社ではありますけども、こういった軽水力発電機を開発なされて、第1号機として、是非、私達、自然首都・只見ということを標榜している町でありますので、是非、自然首都・只見としては、これを1号機として購入して、この活用を図っていききたいということで、今般の予算提案の時期になったということも併せてご理解をいただきたいと思います。これにつきましては、その予算を、軽水力発電機をお願いしてございます。

以下は担当課長から説明をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 5ページの歳出の中段になりますが、保健衛生費の総務費、扶助費であります。養育医療給付費の60万の補正を今回お願いをしております。これにつきましては、昨年4月になりますが、未熟児の訪問指導と未熟児の養育医療について市町村へ権限委譲となりました。これまで県より保健所のほうで対応しておりましたが、権限委譲によりましてこのほど対象になる出生がありまして、その養育医療に係る医療費の補正予算であります。で、医療費の総額の8割は保険者の負担になります。で、2割のうち公費負担分が生じてまいりますが、そのうち高額医療にも該当になりますので、残りの負担分について、養育医療ということで、歳入にも示してございませうが、国に2分の1の30万、それから県4分の1の15万、それから市町村4分の1

の、財源内訳にあります。15万ということでそれぞれ負担することになります。今回の補正につきましては、11月から2月診療分、25年度分として予算をお願いしておりますが、国県の負担分は歳入で見込んでおります。この経費については医療保険者、今回は社会保険診療報酬支払基金への支払いとなりますが、対象者については現場給付となり、負担は生じてこないこととなります。今回はその関係で11月から2月診療分ということで、総額で60万円の扶助費で予算をお願いをしております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 続きまして、農林水産業費、林業費の林業総務費であります。節は公有財産購入費ということでありまして、流木買収費83万6千円という金額でございますが、こちらは坂田の那光山官行造林というものがございまして、町と森林管理署で契約をしたものがございます。その契約満期が迫っているということで、検討しました結果、森林機能の維持を図るということで、契約内容としては、町と国の2分の1ずつの分収契約になっておるうち、国の2分の1分を町が買い取ると、そういう判断の下、その買収費用として金額にしまして83万5,800円という金額が示されましたので、その流木を買い取るための予算のお願いをしております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（渡部公三君） 教育費の補正予算を説明させていただきます。

今回、職員手当の超勤手当を150万お願いしてございます。これにつきましては、昨年の文化祭、これにつきましては、11月3日・4日に文化祭を開催をいたしましたところ、そこに従事していただいている職員、約53名ですが、そういった休日勤務におけます、今回あの、代休処理がなかなかできないといったこともありまして、その53名の文化祭従事者の超勤処理、加えて教育委員会の職員6名ですが、これにつきましてはあの、日々、時間外も、加えて土日の様々な事業、イベントがありまして、そういったあの、勤務に従事した分、約20日分があります。160時間になりますが、そういったあの、分が、代休処理できない状況にあります。その超勤の分、それからあの、これから3月に向けまして、若干、業務量増えてまいります。そういったことも含めまして、今回、年度末の3月に精算をしたいというようなことで、この時期になりましたが、150万をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 以上が事業の説明でございましたが、6ページ、予備費でございます。予備費593万2,000円を減額しまして予算を編成させていただきました。

7ページにつきましては、今ほど教育次長から説明のあった職員手当の関係がございますので、給与費明細書を添付させていただきました。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

3番、小沼信孝君。

○3番（小沼信孝君） 総務費の企画費として軽水力発電機というのがまあ、資料もいただいで上がってきているわけですが、どうしてこれあの、まあ消費税の関係があつてこういうことになっているのかどうか、ちょっとわかりませんが、当初予算でなくて補正予算で、今、上げなければならぬのかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） この会社は大型のダムの発電機もつくってますし、こういった軽水力もつくってます。何故かといいますと、おっしゃるように、3番議員おっしゃる質問、ごもつともだと思ひます。ただ今回は、自然首都・只見ということを標榜している只見町でありますので、1号機を是非、納入していただきたいといったことで、納入の折にはそういった式典も考えておりますけど、それがあの、マスコミ含めた、いろんなイメージアップといいますか、そういった波及効果もあるということも考えております。是非、このものが欲しいということもありますが、さらに加えて1号機で話題性のあるものを購入したいということでありまして今の時期になったということでありますので、是非ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） 今のですね、軽水力の関係を含めた話でございます。まあ、平成25年度は、いわゆる小水力の予算が上がつたと、木の駅も上がったと。今回、いわゆる軽水力の補正が上がっていると。で、来年度は、いわゆるその森林の調査事業も入るというような中で、これはまあ、トータル的に申し上げれば、要は再生可能エネルギーをどういふふうに進めていこうかという話になるかと思ひますが、その、我々、一番わ

からないのは、トータルにどのような、いわゆるこの再生可能の利活用を考えておられるのか、というところがまず理解ないんですよ。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 現在のところは、残念ながらそう言われても致し方ないかということ素直に受け止めざるを得ない状況があるかと思えます。小水力発電につきましては、先の常任委員会でそれぞれ説明させていただきましたが、只見用水について検討してきましたが、水利権の問題もあってなかなか難しいということがあるというところまででございます。今般の軽水力発電機は、水利権の影響をまったく受けないものでありますので、先ほどらいお願いしておりますので、是非ご理解を賜りたいということもあって、あと山の問題につきましては、来年度、当初予算に提案させていただきたいと思いますが、木質チップボイラーの調査設計の予算を、特に湯ら里、むら湯を対象として考えておるということを1月の全員協議会でも一部説明をさせていただきましたので、その施設のほうはいいんですが、その供給源のほうをちゃんとか、サイクルで回っていくようにしなければいけないわけですので、その辺のところは、一つは町有林の調査と。併せて、あとはあの、現在、ユネスコエコパークの関係で山の活用出てきます。その山の活用の部分で、山を整備していく中での間伐材とか、いろんなものが出てくるという見込みもございます。ですから、そういったものをもう少し、5番議員おっしゃるように、わかりやすく提示していきたいということを考えておりますので、現在のところは小水力は小水力、山は山、チップボイラーはチップボイラーというふうに、たしかにバラバラに映っておりますので、それはトータルで説明したいというふうに思っております。現在の状況は、偽らざる状況はそのようなところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） まったくそのとおりで、いわゆるトータルがまだ見えていないのは私だけではないと思います。で、まあ山の活用も含め、水の活用も含めて、例えば5年後、こういうふうにしたんだというあたりをですね、一度是非示していただきたい。そういう中に、例えば軽水力は何年度に何機入れるとか、小水力はこうだとか、いわゆるバイオはこうだとか、というものが、いわゆる点であって、それが全部繋がっていけばですね、我々も理解するの早いと思うんですよ。是非その辺は、いわゆる当初の段階でも是非示していただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 5番議員おっしゃるご意見踏まえて努力をしてまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 林業費の公有財産購入費。委員会で喋ればいいのかなというふうに思いますが、ただですね、あの、当初から見ると、随分その、83万6,000円ですか、大変まあ、安くなって、これ、委員会の説明よりもまた安くなって、大変よかったなというふうに思うんですが、是非あの、せっかくあの、手に入れた、そして坂田の人達も貴重な水資源だということを陳情書にも書いてありますので、町も、こうした地域を、もう、先ほどらい話ありますその再生エネルギーの観点とか、地域づくりの観点とか、そうした観点で、是非、こうしたところの活用策を早急に立てていただきたいなということが一つ。

そしてあの、教育費の、事務局費の超勤手当。私もあの、予算書配られると、何なんだろうなというふうにまあ、思いました。で、私自身は、今まで、随分あの、大きな超過勤務がどんどん出て、ここ何年、当然、災害復旧も当然あったでしょうし、そうしたことは、まあ、致し方ないだろうなというふうにまあ、私自身は理解しておりました。今ほどあの、説明ありました文化祭、そして代休処理、そしてまあ、3月の対応と。まあ説明受ければわかりますが、私の言いたいことも、たしか教育次長はよく理解をされていると思います。まあ150万。これはあの、民間の人にとっては大変な大金だと思います。是非、今後、こうしたことに、なんていいますか、一定の理解といえますか、一定の考え方持って、毎日の仕事をしていただきたいなというふうにご願いをしておきます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（渡部公三君） 2番議員から今指導いただきましたが、職員の業務管理と申しますか、これがまあ、不徹底だということにも至るかというふうに思います。一番はあの、職員の、我々は土日も含めて、夜も、様々あの、忙しい中で勤めをさせていただいておりますが、それも全部あの、職員が動いてくれるからこそ、この事業が動いているということでもありますので、一番はその職員の健康管理、こういったものに一番重点

を置いて、やはり土日出たものは必ずもう代休を取って、健康管理に努めながら業務を円滑に効率よく進めてもらうということに管理職は徹したいというふうに思いますので、今後あの、こういった状況にならないことと、それから、加えて職員の健康管理、業務管理に努めていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 官行造林、分収林の買収でありますけども、今ほどありましたように金額的には、当初、森林管理署が示されました概算費用からしますとだいぶ変わっております。概算の費用として、一番最初の段階では、約2,800万円の買収費用がかかるといったような説明があったわけでありまして、その後あの、平成25年4月より、林野庁が特別会計から一般会計に移行をしたといったようなこともございまして、分収契約の持分譲渡をする時の、その計算方法が見直しをされたということがございまして、従来、その、森林の維持管理費用としてかかったものを根拠として、売買費用に算出をされていたというものが、一般会計化後は、市場価格、実勢価格を基に算出をして、それを譲渡金額に算出をすると、そういう計算方法の見直しが、タイミングよくといいますか、ございまして、まあ100万円前後といったようなお話がその後出てまいりました。委員会の中でも説明をさせていただきましたけれども、その時でも120・30万という話をさせてもらいましたが、まあ2月に入りましてまたその市場価格が低下をしたといったような状況を踏まえて、今回提案の83万5,800円、税込みの金額であります。この金額に至ったといったような経過を辿っております。

それからあの、ご意見ありましたように、自然環境の保護、それから森林環境の保全といったような面と、その貴重な森林資源を活用していくということにつきましても、双方のバランスを考えながら十分に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 軽水力発電機の購入ですが、3番議員が言ったこと、非常に私も、3番議員の言うとおりでと思います。その上で、これあの、三つほど質問しますが、この軽水力発電機の購入は、ここに会社名なんかもこう、ありますが、随意契約によって、見積もりをほかからは徴さず、この会社からストレートにお買いになるのか。であれば、随契をする場合の条件を満たしているのか。一つ。

二つ目。これを購入されて使用されるということですが、どこで管理し、どのような



目的で、まあ主に誰がお使いになるのか。

三つ目は、この発電機の年間稼働率は何日ぐらいを想定されておるのか。これをお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） まず契約につきましては随意契約を考えております。そこにつきましては、随意契約の理由の中にありますけども、この会社が開発した独自なものでありますので、他にこのようなものはございませんので随意契約で考えていくと。ですが、あの、当然、定価ではなくてそういった財務上の考え方は持っておりますが、そういったことでございます。管理につきましては、ここにありますように総務管理費で予算を計上させていただいておりますので、この予算に則した形での管理をしていきたいということでもあります。あとはあの、メンテナンス等につきましては、その納入先の会社のほうでやっていただける部分もあります。そういったことで、使い方につきましては、教育委員会のエコ教育であるとか、さっき申し上げました観光交流、イベントと、それから防災面とありますので、総務管理という形でやっていって、多用途に使う場面が出てきますので、そういった活用を増やしていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 年間の稼働率。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 年間の稼働率につきましては、具体的に何回というのはございませんが、教育委員会のエコ教育、それから水の郷まつり、それ以外のイベント、クリスマスのイルミネーションとか、そういった形で、その回数は増やしていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（酒井右一君） まああの、全体計画どころか、その教育委員会で使うとあって、まあいろいろ言われるわけで、相当その、具体性に欠けるなど、こう思うわけです。何故かといいますと、電気というのは、その設置した場所に電気、発電機を置けば、使う場所に送電線があるわけでありまして。送電線をつくるとなれば支柱もいるだろうし、様々なインフラ整備が必要ということになります。したがって、この発電機一つ買ったって、電気を使うまでには大変な課題がまだあるものと思います。その辺も整理されていないようであります。

それから、もう一つ。その点は、送電から使用までのことをお聞かせ願いたいということ最初は最初に一つ目です。

それから、随契をされるということでありましたが、同等品ということでは備品を購入されている。例えば、ソニーの何々が欲しい場合はそれと同等品である単価の安いものという、これはまあ、役場の鉄則で、これまでもそうしてきましたが、今、我々は発電機等々のその軽水力の視察にも行きましたけれども、私の承知している限りでは軽水力発電機というものは相当な種類があつて、様々な値段のものがあつて、ありますが、これは、この会社を選定するにあつて随意契約だとおっしゃいましたが、ここにその、随意契約をしなければならない理由というものに、他の類似品はないという発言がありましたが、これは実際には調査をされてみましましたでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） これにつきましては、本日、資料、新聞の切り抜き持ってきておりませんが、日本工業新聞であるとか、いろんな経済新聞、そういったものでも、新聞でも大きく紹介されております。で、業界紙の中にもその辺のことは、きちっとした記載がありまして新聞に載っております。そういったことで、これはあの、それらからも他にはないということもひとつ確認できますし、あとはあの、内容につきましては、類似品ということがあれば、1番議員おっしゃるような手法は当然考えなければいけないわけですが、類似品はないということ、そういった業界紙、また、そういったところで確認しておりますので、このオリジナルなものであるということ、ありますので、是非、第1号を只見町にということを考えておりますので、是非ご理解をいただきたいと思ひます。

〔「2番目の質問。 以外の…」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 電柱を立てるとか、そういうことはありません。ここにあの、カラーの、カラーでない、白黒の、A3版の資料にもありますけど、川の中に沈めて発電して、蓄電で、こういったあの、すぐ電氣を使えますので、安定した水力が得られますので、特に難しい、電柱を立てるとか、送電線を引っ張るとか、そういったものは出てまいりません。よろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

3回目です。

○1番（酒井右一君）　そうしますと、総務課長が先ほどらい、教育目的等、イベント等という、多目的に使うという発言がありましたが、そこに固定設置になる電力を、別の場所で使うということは、はっきり言ってできないわけでありまして。これ一つ確認ですが、できないわけでありまして。その上で、発電機を使うとなれば、実質的にはそこで電気を、マイクロ水力を使っておこしてみたということ、まあ一つの、展示品として見るしかないのではないのでしょうか。あまりいろいろ、多目的なご利用の方法をここで説明されますと、皆さん、実際には、只見用水のある場所、特定の場所に設置され、そこに発電がされるということだけである、ということが、後から、なんだそうだったのか、ということでも、これ、議会としては困りますので、もう一度その、多目的に使うんだと言われましたが、今の説明では、送電、支柱等々の電気を移動させる手段を考えておられないようですから、当然、その場で使われる電気だというふうに承知しますから、多目的と言ったって、目的は相当限られてくるんでなかろうかと。私の疑問というのは当たり前ではないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君）　いや、そういったご心配、わからないわけではありませんが、決してあの、そういったご心配は大丈夫だというふうに受け止めております。これあの、二人で、大人二人で持ち運べますから、ずっとそこに据えつけてずっと置くということではありません。場所の移動ができます。そして、まあ、こういった話もなんでもあります、ユネスコエコパークということで、今、包括的な町の振興策、人間と、人と自然の共生ということでやっております。そういったことでその教育で言えば、ユネスコスクールということもありますし、あとは、観光交流人口を増やす観光面に関してもある。そういった様々なことがありますので、個別に捉えれば教育委員会がいいんじゃないか。いや、観光商工課の予算がいいんじゃないかということになるかもしれませんが、そういった意味から包括的な意味から総務管理ということで予算の費目にさせていただいたということでもありますので、かえってそんなに、二人で持ち運べるものがありますので、その辺、ずっと据えっぱなしにはならないということでございます。

○議長（齋藤邦夫君）　ほかにございませんか。

11番、山岸フミ子君。

○11番（山岸フミ子君）　一つお聞きしたいと思いますが、ちょっと気になったことが、この米印の小さく書いてあるところの注意書きですかね。そこにちょっと書いてあるん

ですが、この用紙の2枚目の最後のところの、小さなところですか、自然の川の環境は多様なために、上記の環境全てで発電を保障するものではありませんということと、最後に、環境に応じた綿密な導入計画が必要となりますということが書いてありますが、そこら辺の、なんていうか、考慮というか、クリアをしておられるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） これまたあの、ごもっともなご心配、ご質問だというふうに受け止めております。そういったことがありますので、別のカラーコピーのほう、見ていただけたかと思いますが、実際、只見用水で、実際やったという、これあの、様子でありますので、そういったこと含めて、実際できるのか。あとは使えるのかということ含めて、やりましたというのがこのものでありますので、そういったあの、結果に基づいて、大丈夫だなということで今回の予算を提案をさせていただいているということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸フミ子君。

○11番（山岸フミ子君） 今説明受けましたが、この、私さっきから見ますが、この雪の中でのこのイルミネーション、これ、最後のほうですが、イルミネーションの電源を、電気をつけているところがありますが、まあ、只見でもこんな雪のあれは、まあ、あれで、もっともっと、何メートルも降るわけですから、そこの活用はどうかとか、あとあの、そうですね、この1号ということなので、まあいろいろ、検証は進んできておられると思いますけれど、1号でその、いろんなところで使って、その後で、こう使用するということか、そういうあれが違うと思うんですよね。検証が十分されているところでは。その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 雪の問題たしかにありますので、先ほども1番議員に申し上げましたが、大人二人で運べますので、例えばやろうと思ったけども、豪雪になってしまった、大雪になってしまったということであれば、残念ながら、それはとりやめるしかないわけでありまして、例えば、クリスマスのイルミネーションに使ってみるとか、クリスマスイヴにやってみるとか、そういったこともいろいろ、考え方はできるかと思えます。ですから、固定型であれば、そういったご心配もつともありますが、大雪が降ることがわかっていたり、その最中でやる必要はありません。そういった

時は日を改めてやればいいわけでございます。あとはあの、2番云々という話は、ちょっと僭越ですが、前にあの、なんか仕分けの話の時に、どうして1番じゃダメなんですか。2番じゃダメなんですか。という話も国のほうであったことありますけど、やっぱりうちのほうとしては、ユネスコエコパークの登録認定を控えていると。で、自然首都ということが過去に、子供宣言、サミットでなされていると。で、振興計画でもそういった、ブナと生きる、雪と暮らす町ということを謳っております。そういった人と自然が共生する持続的な社会ということが一番の眼目にしておりますので、そういったことから話題性も含めまして、是非、1号を只見に納めていただきたいという強い思いがございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに。

8番、大塚純一郎君。

○8番（大塚純一郎君） 今、この小水力というか、軽水力の様々な説明いただきました。そういう中で、例えば5番議員も申されましたが、この25年度の当初の予算でも、小水力発電についての考え方、予算を取って、今後どうするかっていうようなことで始まった部分での軽水力発電機、今回の購入なのかなと思って聞いていたら、なんかそれとも違う、今、最後にユネスコエコパークを推進する只見で、それで第1号が重要なんだというようなことで今締め括られたような気がしましたが、そうではなくて、我々が質問の意図とするところは、この水力発電の町、水、緑と水と心のふるさと只見、自然首都・只見、いろいろのキャッチフレーズある中で、この水を、電源立地の町で、災害もありましたけども、この水とどのようにして、これから、今後、共生していくのか。まあそういう中で、この小水力発電、我々もいろいろ議論させていただきました。そういう部分で、今後の将来、5年先、10年先、只見町はその小水力発電をどう活かしていくのか。そういう長期的な部分というものが見えない中で、こういう単発的に、この軽水力発電を第1号機として入れたいとか、多用途に亘って、このパンフレットを見ますと、多用途で、例えばここに書いてあります、非常時や災害時の備えの独立電源として、夜道の防犯灯、電源が引けない場所の防犯カメラに、農園や田畑での防獣電気策の電源に、野外の作業場での灯りに、この部分なんか考えたら、例えば短期的な使用だったらリース会社から借りてきて使ったほうが、よっぽど少ないわけで、そういう考え方でなくて、先ほど言いました、やっぱり長期的な、この小水力をどう捉えるのか。その部分のまずビジョンを示して、そういう中の一環として、先ほど総務課長が説明されまし

た、学校や地域でのその環境学習、これにも出てますけども、こういう学習をして、そういう認識を只見町の町民、子供達、皆で持って、そしてどう捉えるのか。午後予定してます、例えば只見庁舎の中で、自然エネルギー、そういう等々で、どのような展開をしていくのか。そういう、最初にその長期的な考え方を示していただいた上で、そしてこれはその一環としてこういうことに使うんだという説明がほしいなと思って聞いておりました。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 本当にあの、順序立ててご質問いただきまして、本当にありがとうございます。皆さんご存知のように、やっぱり只見用水の活用ということで小水力発電を、予算を確保させていただいて検討してきたと。如何せん、水利権の問題が浮上してきました、なんとか解決しようと思ったんですが、非常に難しい状況があるということで、今すぐに只見用水を使った小水力発電というのは難しいという状況がありますよということは説明させていただいて、ご理解をいただきました。その後、その発電の町でありますので、只見用水を使った何らかのことをできないかということもございました。その考え方の中で、軽水力発電機ということは今般、お願いするということでもありますので、その流れにつきましては、今、大塚議員おっしゃったとおりでございます。説明としまして、いろいろこう、脱線するような説明もいたしましたけども、考え方はその電源の町・只見として、水の町・只見として、それを、こういった形で利活用して、子供達のためにも、地域にも、使ってますよという、その、議員おっしゃったことが一番大切にしたい部分でございますので、そのような理解で提案をさせていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第3号 平成25年度只見町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決  
するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎陳情第25-15の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、陳情第25-15 八十里古道及び明治新道に関する  
調査費計上の陳情書を議題といたします。

経済文教委員長の審査報告を求めます。

尚、委員長欠席のため、副委員長より説明を求めます。

経済文教副委員長、中野大徳君。

〔4番 中野大徳君 登壇〕

○経済文教副委員長（中野大徳君） 経済文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された下記案件の審査経過並びに結果について、下記のとおり報告し  
ます。審査事件、陳情25-15、八十里古道及び明治新道に関する調査費計上の陳情  
書。八十里踏破の会、酒井正吉郎。八十里研究会、鈴木章一。（2）審査経過。本事件に  
ついては、平成25年12月会議において付託を受け、平成26年1月16日、2月3  
日の委員会で審査した。（3）審査結果。採択。（4）理由。本件は、八十里古道及び明  
治新道について国史跡及び歴史の道100選の認定を目指し、歴史的な文化遺産という  
べき遺構調査及び学術的価値のある沼の平の沼群、風穴等々の調査に関して調査費の計  
上を求めるものである。八十里越は当町における歴史の位置付けとしては非常に意義深  
いものがあり、歴史、文化的価値からも町の財産として後世に伝えなければならないも  
のとしての価値は高いものとする。今後のユネスコエコパークの登録、国道289号  
線の開通等を踏まえ、早急の取り組みが必要なものと認め採択すべきものとした。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり、採択するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第25-15は委員長報告のとおり決定されました。

ここで、暫時、休議いたします。

この後の若干、日程を申し上げますけども、常任委員会を開いていただきまして、ちょっと審議していただくことがございますので、それを審議していただきまして、午後1時から本会議を開催いたしますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時02分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、休議前に引き続きまして、会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

#### ◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

町長より、只見町役場庁舎暫定移転の件についての提出がございました。

総務厚生委員長及び経済文教委員長より、委員会継続審査調査申出が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、只見町役場庁舎暫定移転の件について、並びに委員会継続審査調査申出を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることを決定いたしました。



追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町役場庁舎暫定移転の件について

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第1、只見町役場庁舎暫定移転の件についてを議題といたします。

町長より、説明を求めます。

町長。

○町長（目黒吉久君） ただ今、追加日程で、只見町役場庁舎暫定移転の件について取り上げていただきました。ありがとうございます。

若干、私のほうから申し上げさせていただきます。

新庁舎建設にあたり、竣工までの間、現在の役場機能を暫定移転する旨表明し、議員各位のご理解をいただいたところであります。表明後、只見地区センターについては、開発センターから旧只見中学校に、議会機能についても同施設に暫定移転を完了したところであります。その後、平成23年7月29日に新潟・福島豪雨災害という、本町がかつて経験したことのない未曾有の大災害が発生し、全国から多くのご支援を受けるとともに、災害復旧事業に専念する事態となったことは十分ご承知のとおりであります。係る事情から本来の災害復旧期間3ヶ年という期限を踏まえ懸命に取り組んでまいりましたが、残念ながら林道災害復旧事業を中心に大幅な遅れをきたしております。この間、町議会はもとより、国県はじめ福島県選出国會議員及び県議會議員等のお力をいただきながら、要請活動及び事業進捗にあたっての緩和措置等をお願いしてまいりました。しかしながら、その後の状況は依然として厳しく容易ならざるものがあることも既にご承知のとおりであります。つきましては、状況が当初の環境と大きく異なる状況となったことを遺憾に思っておりますが、何卒、当初表明等と事業が大きく異なってしまった事態をご賢察いただき、役場機能暫定移転は取りやめて、新庁舎建設に取り組み、災害復旧事業が加速するよう行政改革大綱の改定とあわせ邁進していく覚悟でありますので、何卒ご理解をいただきたく心からお願いを申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 今、急に渡されて、その只見町役場庁舎暫定移転の件について、過去の特別委員会、これは平成23年の3月15日に、議会全員一致で決定したわけがあります。まあ一つは、まず、次の地震に崩壊しかねないという庁舎の中で仕事をしなければならぬ方々の生命保全のため、それから来訪者に危険が及ぶ、その回避のため、さしあたって、公共施設の再配置という大きな問題の中で取り組んで、あのような結論になったわけでありまして。今、町長が、暫定的にここに移転をしておいて、安全を確保しておいて、その次に、その間に、諸々の、公共施設の再配置の問題等を当局は当局なりに設計をして、基本計画を作ってされるものというふうに考えてきましたが、その間、災害がたしかに起こりました。しかし、その災害によって、むしろ、危険な役場庁舎にいることをやめて、早く安全な、より安全なところに暫定移転をしましよと、当時の議会が議決した報告書の内容に些かの揺るぎのないものであります。今、配付されたものを、さっとう、斜めに読むしかなかったような時間ではありますが、検討する間もないのであります。その検討のする場もない中で、当時表明時と事情が大きく変わったといっても、表明時よりも新しい庁舎を造って移行しようということではなくて、より安全な方法を早くここに暫定移転をして、その間に新しい庁舎をよく検討したほうが良いのではないかというふうに、私としては時計の針が逆に回転をしていると思いますが、そう考えますが、当時、災害があったから議会の暫定移転の議決に対して、それはちょっと無理だろうという話に直接結びつかないようではありますが、職員の危険、あるいは来訪者の危険を回避するために早く暫定移転をするという、そのことと、今回、災害によって、なんぼでもその、古い庁舎に留まってきて、そしてさらにこれから基本設計、実施設計という時間をかけて、その間にもまた危険な事態になるわけですが、私としては、繰り返し申し上げますが、当時、議会が判断をした、安全な、より安全な場所に移転をしようということについて、些かもその内容が変わったわけではないと思いますが、その点は如何様にお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、1 番議員おっしゃるように、当時の議員の皆さんが特別調査委員会を設置して、そして、いろいろとやはり、職員及びこの役場庁舎への、現庁舎、

役場庁舎への来庁者含め、安全安心ということの立場からすれば、いち早く暫定移転をすべきであろうというご意見いただきました。まったくそのとおりのことで、考え方は私もそのように思った、思いましたが為に、震災以降、仮移転をするという表明をしたところであります。そういった議員各位の委員会の報告も受けまして、その後、大水害が起きたわけですけれども、その安全安心という立場からは、おっしゃるとおりのことわかりながらも、その事態に対応する立場から、その意見の考え方も十分理解しながらも、私にとっても、当然また今この段階で、また大きな地震があったり、さらなる次の大きな、自然的な大きな、災害的な事象が起きた場合は、どうしたもんだらうという不安と思いを抱きながらも、その当時の状況では、やはり現実的にひとつの災害復旧に、大水害から立ち上がっていくべき、大災害に対する処置、そのことがまずもって、危険優先的にとらさせていただきたいと、とるべきだと、とるべき状況であるという判断の中で、なかなか現実的には議員各位の報告に対して、そのとおりの判断ができなかったというのが実情でございます。十分、皆さん方が安全安心という立場から意見をいただいたということは、そのこと事態も私もそう思っておりますし、何らそこは、齟齬はないわけではございますが、現実的な取るべき立場からしましては、町長としては、優先的にまず災害復旧にあたらせていただいたということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、私の考え方としては、職員や来訪者の安全を優先に考えれば、一日でも、一刻一秒、早く、安全、より安全な施設に移っていただきたいというのが当時の議会の考え方でありまして、今もそう思っております。こういう言い方をしますと先ほどと同じですが、しかし、もう一方で、危険を回避しながら、より安全な場所で仕事をするという意味の中には、もう一つ重要な意味があります。まあ、役場庁舎については、皆さんご承知のように、公共施設ではありませんし、ただ、役場職員が仕事をするというものであります。ですから、そこで経済活動が行われるわけでもありませんし、公共の活動が行われるわけでもないんであります。そこです。ここはあの、当然、当時の委員会の中でも議論されたところではあります。まず一つは財政の問題があります。これはまあ、町の諮問機関ではありましたが、当時の地域計画策定委員会が最後に書いた一筆を今でも忘れませんが、決して後世につけを残すなという一筆がありました。そのこと一つ。それから、只見は、ここに傍聴者もいらっしゃいますが、ご承知のとおり、電発のダムによって、可住地面積が相当数、占有されております。さらに

そこに今後考えられる、考えられるといっても振興計画の中で考えられることでありますから、非常に、実例に近いわけではありますが、山村留学施設の建設、あるいは道の駅構想、さらには289号線、この方針も決まっておられません。場合によっては、どうか、確実に252号線と289号線が交わる地域は、この只見の地べたの上になるということであります。したがって、本来であれば、より安全な施設に退避しておいて、只見の土地利用計画を繊細に協議をして、作っておいてからやれるというふうに考えられます。そして、暫定的に移転をして、そこで災害の終結を待ち、さらに財源の方針も立ちながら、やるというメリットもあります。まあ災害については当時の決定の際にはなかったわけでありますから、災害についての話に及ぶということはまあ、当時の委員会の話としては申し上げられませんが、当然、当時の委員会では、公共施設が占めるその可住地面積、人が住む、あるいは営業活動を行う、経済活動を行う地盤が当然なくなります。そういった話もしながら、この公共施設の整理をしていったと。それで三つの結論を出して現在に至っております。でありますから、勿論、人命優先であります。只見の限られた土地を有効に使わなければならない。そして、只見が只見であるように町並みを整備していかなきゃならないと。そこに、これからすぐくる問題が今申し上げましたとおあります。特に大きな問題が289号であります。この問題の先行きが見えない中で、やはり、役場職員が危ない庁舎の中で仕事をしていると。これは誠に悲惨でありますので、一刻も早く、特別委員会が決めたように、より安全な公共施設に移って、そしてしっかりとした計画を立てて、より良い庁舎を造っていただきたいと思うものであります。こういう考え方についてはどう思われますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今あの、暫定移転ということで、今申し上げさせていただいております。この、この当時、暫定移転、議会の特別調査委員会の報告のとおり暫定移転をしなかったということについての申し上げを先ほどさせていただいたとおりでございます。ただ、その時その時に、皆さん方の安全安心を最重視して仮移転という提案もございました。また、執行者としての立場の中での、その当時のとり得る方法として、暫定移転、結局、しないであらう、そういった考え方や処置のあり方をまた私の立場からも申し上げてきたわけですけれども、その時々、お互いが、議員の皆さん方がおっしゃること、そしてまた、私としても立っているその状況における判断のあり方というもの、さらなるお互いの合意形成を図るまでのみっちりとした意見交換なり、議論という

ものがあるべきだったなということは、今、常々思っております。今、今後、この安全対策という、この今また改めて1番議員がおっしゃる仮移転を通しながら、そして且つ又、将来に向けた安全な庁舎を建設する方向性はないのかというお質しでございますけれども、すでにこの23年、基本構想の設計委託もいただき、24年度にも基本計画、基本構想、基本設計に向けた、至る業務の予算もいただいて、きているこの状況の流れでは、一日も早く、今、暫定移転に関しましては、皆さんの意見をいただいた、町長としての今の立場の、申し上げられることでその都度申し上げた上で、一日も早く安全安心な庁舎で仕事をし、且つ、地域住民の付託に応えられるような場所の建設に向けた形で、議会の皆さん方のご理解をいただいた上で、精力的に進ませていただきたいというのが私の気持ちでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、最後ですから、非常にその、心配、懸念すべき部分がありますので、確認をしたいと思えます。暫定移転ということは、いわゆる本庁舎が危ないから安全な場所で暫定的に移転しましょうということで、なにも庁舎を造らないという話ではないわけでありまして。さらに、まあ、みんな申し上げれば、この、なんといいましょうか、只見地区の、俗に只見地区と言われる、その貴重な残存土地、それを公共用地として、あるいは電源開発の営業用地として潰されてきています。場当たり的に、場当たり的にと言え失礼でしょうが、施設の計画あるいは跡地の整備計画、残された建物をどうするのか。それから後世に残るであろう財源のつけ回し。今、まず暫定移転をして、将来設計をきちんと立てて、それから役場を、住民の皆さん方の意向のとおり建てていくことが我慢のしどころではないでしょうか。まだ、役場庁舎を建てて決めてしまうまでには、先ほど申し上げたような施設に係わる課題。それからこの只見の町並みをどうしようかという、そういう課題。それから、経済活動、産業活動ではない公共施設あるいは役場施設あるいは道路施設。それから町道。そういった、いわゆる経済活動としてみれば、なかなか経済性の上がないものに土地が占有されてしまう。もう少し、ここは立ち止って、もう一度、特別委員会の議決に従うという考えはないか。最後にもう一度確認をいたします。これは、この只見に残る、現在の方々から、それから建物を建ててしまえば、50年、60年、100年は、その固定化された土地の形状に不便であろうと、便利であろうと、そういった環境を受け入れるしかありません。今、今、たった1年、たった2年の間、あるいは半年の間でも、まず職員の危険を回避して、そ

して安徙できる場所で仕事をして、将来に後世で審判を受けることのないような、そのような考え方はないんでありましょか。つまり、平成22年の5月から23年の3月まで、長きに亘って特別委員会は慎重審議し、財政の問題、今申し上げた問題、それから後世の人達がこの決断をどうするんだろうかというところまで踏み込んで出した結論であります。それを今、短時間の間に、覆してくれという話でありますから、この辺、ちょっと、質問がばらけましたが、最後でありましたから、いっぱい詰め込みましたので、もう一度、特に後世の、この只見の土地利用計画なども踏まえまして、ご説明いただきたいなというふうに思うものであります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まあ、今般からの一つのお質しだというふうに思いました。で、役場庁舎はじめ公共施設に関しての再配置計画ということは、22年から始まり、そして答申の審議委員会もいただきまして、いろいろその過程においては、この役場庁舎も含め、後日どう利活用していくかということは、従前の皆様方と議論をして、そして提案をして、また一端のそういった審議の中で、答申は妥当だと、答申と、その内容には、当然、役場庁舎そのものが、単なる箱物ではなくて、将来の、当然、我々がここで働く事務所としても十分、安全安心、且つ地域の活性化に向けた拠点としても、防災拠点としても、そしてこの只見の駅から、この、段々段々と力が疲弊していくこの地域の、この役場庁舎の建設に含めた中で、この地域の活性化の土地利用計画も含めて、そういったことも含めながら総合的に判断をして、新庁舎建設を考えてきた経過は、酒井議員もご理解されているのではないかなというふうに思います。そういったお声の中で、たまたま23年の3月に大震災が起こり、そしてその年の7月には大水害が起こり、で、今はじめて暫定移転という、その職員及び地域住民の役場庁舎の近辺、また役場庁舎を訪れる方々の安全安心というその1点から、暫定移転という意見を特別委員会の調査報告として、私は出されてきたと、出されたというふうに理解をしております。今、総合的な、酒井議員がおっしゃったような土地利用計画まで含めてのところも、当然、その中には入っていたんでしょうけれども、一番の要は安全安心に対する町長の役場庁舎の仮移転及びその後の対応のあり方の姿勢のことを問われていることだろうというふうに理解しながらも、先ほど申し上げましたとおり、実情のその時点の現状の流れの中では、やはり災害復旧に力を尽くし、そして且つ又、そういった流れの中で、今はここもありますし、そして役場庁舎の新築ということは、当初からの、かねてからの課題でもあり

ましたし、今、この段階では一日も早い新庁舎建設に向けてその実現を図っていくことが、職員含め、この庁舎を訪れる方々の安全安心であり、そしてその状況の環境の中で良い仕事をしていくということになれば、今、取らせていただいている、そして、今回、先ほど申し上げたような形の中でご理解いただき、ご協力をいただき、ひとつ一丸となって新庁舎に向けて取り組ませていただきたいということで、重ねて申し上げて、お願いを申し上げたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君）　ここで、暫時、休議いたします。

当局は退席をお願いいたします。

〔当局　退席〕

休憩　午後１時２８分

再開　午後２時１１分

○議長（齋藤邦夫君）　それでは、開議いたします。

質疑を続行いたします。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

追加日程第１、只見町役場庁舎暫定移転の件については、町長申出のとおり、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第１、只見町役場庁舎暫定移転の件については、原案のとおり可決

されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎委員会継続審査・調査申出について

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第2、委員会継続審査・調査申出を議題といたします。

総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査・調査について、別紙のとおり申出がありましたが、これを認めるにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査を認めることに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎閉会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって閉会といたします。

どうもご苦勞様でした。

（午後2時13分）